

観光圏整備計画等に係る添付資料一覧表

平成20年7月23日現在

	添付書類内容	観光圏整備計画	実施計画認定申請	補助金応募書	補助金交付申請
①	圏域図 縣市町村界を示した地図に、観光圏の区域及び滞在促進地区の位置を示した図面	○			
②	協議会が設置されている場合 規約及び協議結果(観光圏整備計画作成に関し協議が調った内容)を証する書面(法第5条第5号関連)	○(協約・観光圏整備計画の策定に関する協議結果)		○(観光圏整備事業費補助金応募に関する協議結果)	補助金応募書に添付している場合は省略
	協議会が設置されていない場合(法第4条第5項関連) 観光圏整備事業を実施すると見込まれる者との協議実績・結果を証する書類(法第4条第5項関連)	○(観光圏整備計画の策定に関する協議結果)		○(観光圏整備事業費補助金応募に関する協議結果)	
③	委任状(代表者に申請委任する場合に限る)		○		
④	観光圏整備事業の実施体制(申請書に記載出来ない場合に限る)		○		
⑤	観光圏整備実施計画の5ヶ年スケジュール(全体版)		○		
⑥	観光圏整備個別事業の実施体制(申請書に記載出来ない場合に限る)		○		
⑦	観光圏整備個別事業のスケジュール(個別版)		○		
⑧	特例を受けようとする実施内容を証する書面 旅行業特例は別添シート		○		
⑨	滞在促進地区と宿泊施設の実施場所の位置関係図 (国際観光ホテル整備法特例・旅行業法特例(公益法人の不動産取得税の減免特例)の場合)		○		
⑩	滞在促進地区と宿泊施設の実施場所の位置関係図 (宿泊施設整備の財政投融資による特別貸付を予定している場合)		○		
⑪	補助対象経費に係る見積書			○	
⑫	地方公共団体の負担を証する書面			○	
⑬	その他補助金の交付に関して参考となる書類			○	

観光圏内限定旅行業者代理業に求められる申請書類

添付書類	法人	個人	注意点
登録申請書	○	○	旅行業法成功規則第三号様式による。
定款又は寄付行為	○		
旅館業の許可証の写し	○	○	
風営法に該当しない旨の宣誓書	○	○	
登録簿謄本	○		
住民票		○	外国人にあつては「外国人登録済証明書」とする。
役員の下格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	「役員」とは、おおむね次に上げる者を言う。 イ) 合名会社 定款をもって業務を執行する社員を定めた場合は、当該社員。その他の場合は、総社員。 ロ) 合資会社 定款をもって業務を執行する無限責任社員を定めた場合は、当該無限責任社員。その他の場合は、総無限責任社員。 ハ) 株式会社及び有限会社 取締役及び監査役 ニ) 財団法人及び社団法人 理事及び監事 ホ) 特殊法人 総裁、理事長、副総裁、副理事長、専務理事、理事監事等法令により役員として定められている者。
旅行業務に係る事業の計画	○	○	旅行業法施行要領第一号様式の(1)、(2)による。
旅行業務に係る組織の概要	○	○	旅行業務を取り扱う部局の組織図、各部局ごとに取り扱う旅行業務の概要及び従業員数等を記載するとともに、旅行業務取扱管理者(観光圏内限定旅行業務取扱管理者)を明示すること。
旅行業務取扱管理者(観光圏内限定旅行業務取扱管理者)に選任された者の一覧表	○	○	選任予定者を含む。
選任取扱管理者の研修の修了証明書または受講宣誓書	○	○	旅行業務取扱管理者の場合は、旅行業務取扱管理者試験合格証、旅行業務取扱主任者試験合格証又は旅行業務取扱主任者認定証の写し
選任取扱管理者の履歴書	○	○	
選任取扱管理者の下格事由に該当しない旨の宣誓書	○	○	
観光圏内限定旅行業者代理業業務委託誓約書の写し	○	○	